


製品名 (告示品名)	砂処理機械 (高効率砂処理機械の一種)
告示対象条項	低炭素投資促進法告示 2項20号
条文	リース信用保険 : ○ ESGリース : ○ 告示等基準はリース信用保険、ESGリースとも同じ。 砂処理機械のうち、熱再生機構を有しないものに限る。
砂処理機械とは	砂処理機械は、鑄型砂の粒度、強度、通気度、水分などの諸性質を調整する機械である。砂処理は、欠陥のない鑄物を作るため重要な作業であり、砂、粘結材、水分などの配合を行う機械、砂、製品を分離する機械、古砂を再生処理する機械などがある。
しくみ メリット・特長	生型ラインの廃砂は、通常、培焼炉で培焼後に機械式再生機による工程で行われているが、培焼炉なしで処理を行うしくみ。
種類(例)	○乾燥機 ○分離機 ○混練機 ○エアレータ ○砂再生機
関連工業会	一般社団法人日本鑄造協会
開発メーカー 五十音順	新東工業株式会社 太洋マシナリー株式会社 ディサ株式会社
販売価格帯	・ □300万円未満 ・ ■300～1,000万円 ・ ■1,000～5,000万円 ・ ■5,000万円超 ・ その他 (約 万円)
Reduce CO2 環境効果 	培焼炉がないので重油の使用がなく、CO2排出量を40%以上削減することが可能。